2019 年 7 月 1 日より敷地内全面禁煙のお知らせ

学校法人南山学園

健康増進法の一部を改正する法律が公布され、2020 年 4 月 1 日の全面施行に先立って、受動喫煙による健康への影響の大きい未成年者等が多く集まる学校・病院・児童福祉施設等および行政機関などの特定施設については、2019 年 7 月 1 日からこの法律が施行されます。特定施設を運営する事業者は、望まない受動喫煙を防止するため、加熱式タバコ等を含めて原則敷地内全面禁煙とする義務が定められており、義務違反に対する罰則規定も設けられております。

南山学園では、この法律改正に基づき 2019 年 7 月 1 日から、敷地内を全面禁煙とし、現在設置している喫煙施設・設備は、すべて廃止いたします。

本学園の関係者および施設利用者等の皆様におかれましては、敷地内全面禁煙の実施についてご理解いただくとともに、周辺の路上等においても受動喫煙防止にご配慮くださいますようお願い申し上げます。

No Smoking

敷地内
禁　煙